



Contents 「主な内容」

- 人権センター公開講座 P 1
- インターネットと人権侵害 P 2
- 子どもの人権について考える P 3
- 人権センターライブラリー P 4

人権センター公開講座「情報×人権」

近年、ネット社会の進展が新たな人権問題を生み出しています。現在の悪質な差別事件の現実や、「人権を守る」とはどういうことか、なぜ私たちは「差別をなくす」ためにともに学ぶことが必要なのかということの本質をお話します。



講師 **組坂 幸喜さん**

(九州大谷短期大学 人権論研究会 主査)

プロフィール

- 部落解放同盟福岡県連合会特別執行委員、部落解放同盟筑後地区協議会書記長であり、九州大谷短期大学非常勤講師として「人権論」を受け持つ
- 小郡市個人情報保護審議会、小郡市部落差別撤廃・人権擁護審議会、小郡市子ども子育て会議などで委員を務める

日時 **10月28日(木) 19:00~20:30**

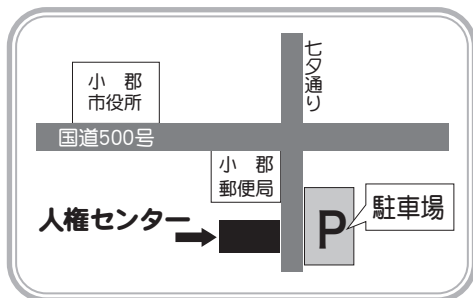
※コロナウイルス感染症の状況によっては、中止や録画配信にする場合があります。

会場 **小郡市人権教育啓発センター**

※定員を超えた場合はサテライト会場をご案内します。

申込順 (定員40名)

無料、手話通訳あり、託児あり (要申込)



《申込方法》電話・ファックス・Eメールで、①住所②氏名③電話番号④託児の有無を明記し、申し込み。

【問い合わせ・申込先】

小郡市人権教育啓発センター
TEL/FAX 0942-80-1080
Eメール dotai@city.ogori.lg.jp

インターネット上の人権侵害

インターネットによる情報発信は、だれにでもできるため、すべての情報が正しいものとは限りません。また、インターネット上では、名前や顔を知られずに情報を発信できるため、誹謗・中傷やプライバシーの侵害などが後を絶ちません。また、様々なヘイトスピーチも氾濫しています。

しかも、情報は一瞬にして大勢の人に伝わってしまい、一度広まった情報は完全に消すことはできないのです。

インターネット上の 部落差別をめぐる現状

インターネット上で、部落差別について検索すると、差別的な情報が検索上位に出てくることがあります。インターネット上では、情報の正しさではなく、アクセス数の多いものほど検索上位にくるような仕組みになっているためです。

また、インターネット上では、「どこが部落なのか、誰が部落出身なのか」などの偏見に満ちた質問に答える形で差別的な情報を掲載したページも氾濫しています。そのような状況を踏まえ、2016年12月に制定された「部落差別の解消の推進に関する法律」においても、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることが明記されています。

1975年にその存在が明らかになった部落地名総鑑は、就職差別や結婚差別のための身元調査に使われていました。このようなことを繰り返さないために、現在では、被差別部落の出身かどうかを調べるような身元調査自体が差別行為とされています。しかし、インターネット上の差別的な情報は、そのことを有名無実化してしまうのです。

インターネット上の 差別救済に関する課題

2002年5月「プロバイダ責任制限法」が施行されました。この法律に基づき、インターネット上で人権侵害を受けたときは、サービス提供者に削除要請をすることができます。また、発信者の情報開示を裁判所に請求し、発信者をつきとめることもできます。これらの手続きの迅速化を図るため、2021年4月に改正も行われました。

しかし、発信者の罪が問われ刑罰が科されたとしても、現行刑法の「侮辱罪」は、今日のネット社会を想定したのではなく、罰則も軽すぎるため効果が期待できません。

現在、「侮辱罪」に関する法整備を進め、より厳罰化し時効期間も延長する方向で審議されようとしています。法を整備し、より社会の現実に対応したものにすることは重要です。しかし、法だけでインターネット上の人権侵害を無くしていくことは、できないのではないのでしょうか。

もっと本質的な解決のためには、インターネットを利用している社会全体の人権意識の向上が大切です。そのためには、子どもの段階から情報モラル教育を行うことや、子どもから大人まで切れ目のない人権教育・啓発を進めることが重要なのではないのでしょうか。

メディアリテラシー

インターネット上の人権侵害に対して、私たちに何ができるのでしょうか。

インターネット上では、差別を解消するために書かれた記事と差別を助長する記事が混在しています。誤って、差別を助長する記事を信じて利用すれば、新たな偏見や差別が広がっていきます。私たちは、常にインターネット上の情報に対して「本当だろうか」という目で情報を見つめることが重要です。このように情報を批判的に読み取る能力をメディアリテラシーと言います。

情報を利用するときには、情報の信ぴょう性を確認する以外にも、情報の送り手のことを想像して、送り手の意図や背景を考えることが大切です。また、新しい情報に飛びつかず、ときには次の情報を待って、関係する情報や対立する情報も集め、時間をかけて分析することも必要です。



11月は児童虐待防止推進月間です。

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動などを実施しています。

児童虐待に関する相談対応件数は依然として増加傾向にあり、全国の児童相談所が2020年度に対応した虐待相談件数が前年度より1万1249件（5.8%）増え、20万5029件になりました（厚生労働省2021.8.27発表）。子どもの生命が奪われる重大な事件も後を絶たないなど、深刻な状況が続いています。児童虐待は早急に解決すべき問題であり、子どもの「命」と「権利」、そしてその「未来」は社会全体で守らなければなりません。

○子どもの人権

私たちは、子どもも大人と同じように人間としての人権が備わっていることを認識しなければなりません。私たち大人は、子どもの権利についてきちんと理解し、それを子どもたちに伝えていくことが大切です。「子どもの権利条約」を紹介します。

～子どもの権利条約～

★どんな条約？

国連が、子どもたちの人権と幸せな生活を守るために1989年に採択しました。日本も1994年に批准し、2020年10月時点で196の国と地域が締約しています。

条約は前文と54の条文で ①生きる権利 ②教育を受ける権利 ③意見を表す権利 ④休み、遊ぶ権利などを示し、18歳未満の子どもに幅広い権利を認めています。

★中身は？

その中のいくつかを紹介します。



第3条 子どもにとって、もっともよいことを考えよう。

第6条 生きていいんだ、ぶじに育っていいんだよ。

第12条 自分の意見を自由に表していいんだよ。

ワールド・ビジョン・ジャパン(国際NGO)訳



～子どもの思いを聞く～

右のポスターはのぞみが丘小学校2年生の熊本てっしょうさんが昨年度、1年生のときに描いた作品です。このポスターに書かれている「ひとりぼっちにさせないよ」という言葉に込められた思いは、どんなものでしょう。「だれもひとりぼっちにさせないよ、みんなでのりこえよう」という思いなのではないでしょうか。

新型コロナウイルスの感染拡大により、子どもたちも不安や閉塞感を感じています。

私たちは今まで以上に、子どもたちの声に耳を傾け、寄り添うことが必要ではないでしょうか。



〈のぞみが丘小2年〉 熊本 てっしょうさん
2020年度 小都市人権ポスター作品

人権センター ライブラリー

「あした咲く」

(DVD)

○ あらすじ

独身会社員の茜と父の暮らす実家に、専業主婦の姉の翠が幼い娘を連れて突然帰ってきた。家事と子育ての大変さを語る翠に「専業主婦はまだ気楽でしょ」と茜が言ったことから口論になる。そんな二人が、職場のハラスメント問題や父との対話、地域の人々とのふれあいを通して、別の視点や価値観に気づいていく。

「幸せ」の形は十人十色です。自分で自分の生き方を選択し、女性はもちろん全ての人が「自分の花」をイキイキと咲かせることのできる、多様性尊重社会。その実現をめざすきっかけとなる人権啓発ドラマです。



「秋桜(コスモス)の咲く日」

(DVD)

○ あらすじ

老人ホームで主任介護士として働く大谷ちひろは、新しく入った介護士中嶋直也に期待していたが、指示が伝わらないなどコミュニケーションがとりづらくストレスを抱えていた。そんな中、ある事がきっかけでパニックを起こした直也に対して、ちひろは「介護士失格だ」と叱責する。翌日から欠勤した直也の母が、退職願をもってちひろのもとへ訪れ、息子は「アスペルガー症候群」だと告げる。

障がい者雇用の課題は、育成に関しての体系化、採用後の定着などさまざまあります。障がいによる違いや個性を多様性と認め、活かす社会について考えられる人権啓発映画です。



「人権ってなんだろう？」

(本)

「人権についてわかりやすく説明された冊子がほしい」という要望から生まれた本です。そうした要望の背景には、ここ20年ほどの間に、日本そして世界における人権をめぐる状況がきびしさを増しているという理解があるからではないでしょうか。

人権が大切と学んできたけれども、わかっているようで、わからない。わかっていないのかもわからない。そもそも人権は自分に関係があるのだろうか。そんな方たちに気軽に手に取ってほしい一冊です。世界人権宣言をやさしく読み解ける章は、特におすすめです。



人権センター 図書・DVD利用について

- ①貸出数…1回につき 5冊(本)
- ②貸出期間…2週間
- ③手続き…貸出簿に必要事項記入

小郡市人権教育啓発センター

(所在地) 〒838-0141 小郡市小郡296
 (電話&FAX) 0942-80-1080 (直通)
 (Eメール) dotai@city.ogori.lg.jp
 (ホームページ) <http://www.city.ogori.fukuoka.jp/>
 【ホーム>学ぶ・スポーツ・人権>人権教育啓発センター】